



2015年3月6日(金)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

**シルバー人材センターの報酬・諸謝金も対象!**

## 家内労働者等の必要経費の特例

### 家内労働者等の必要経費の特例

所得税の事業所得や雑所得の計算では、総収入金額から必要経費を差し引いて所得を算定することとなっています。

この必要経費は、原則的には、その年に債務が確定した金額を計上することとなっていますが、特例として、「家内労働者の必要経費の特例」という制度があります。

この制度では、その年の必要経費が少ない方でも 65 万円までは必要経費として認められています。

### 家内労働者とは?

「家内労働者」とは、いわゆる「内職」や「在宅ワーク」のイメージの方です。

自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から、部品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取る人をいいます。

厚生労働省のホームページによると、家内労働者の数は、全国で約 13 万人(平成 23 年現在)おり、そのうち女性が 90.1%を占めます。業種別にみると、「繊維工業」に従事する方が 30.2%、「その他(雑貨等)」が 20.7%となっているそうです。

このような方は、一般的には必要経費があまりかからないようですね。

### 案外広い適用対象者の範囲

この他にも外交員・集金人の方のほか、「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」がこの制度の適用対象となります。「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」の例として、乳酸菌飲料の訪問販売員の方や、シルバー人材センターの業務に従事する方が挙げられますが、そういえば「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行っているな…」という方は案外いらっしゃるのではないのでしょうか。

### 特例を受けるための手続き

この特例を受ける場合には、①適用を受けた金額を青色決算書の「青色申告特別控除前の金額の所得金額」と申告書B第一表の「所得金額」前に○で囲んだ「特」と記入、②申告書B第二表の特例適用条文欄に「措法27」と記入の上、「家内労働者等の事業所得者の所得計算の特例を受ける場合の必要経費額の計算書」を添付した確定申告書を提出します。



青色申告特別控除と一緒に適用することができます!